

令和7年10月1日の大雨による浸水で発生した ごみの処理手数料を減免します

1 受付期間

10月6日(月)～10月20日(月) 9時～16時

2 減免対象となる地区

宮城野区 白鳥1丁目～2丁目、中野全域、出花1丁目～3丁目、福室1丁目～3丁目
高砂1丁目～2丁目、栄1丁目～5丁目

* 上記以外の地区で浸水被害で発生したごみがある場合は、環境事業所へお問い合わせください。

3 減免対象となるごみ

10月1日(水)の大雨による浸水被害で発生したごみに限ります

・可燃ごみ(30cm以下の雑貨類等) ・粗大ごみ(家具・建具等)

* 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)やパソコン等の市の施設で処理できないものは持ち込めません。

* 漂着物については、宮城野環境事業所へお問い合わせください。

4 手続き方法

減免の手続きには、①「罹災届出証明書」または「せんだいオンライン申請サービス受付通知メール」、②身分証明書が必要です。あらかじめ区役所の税務会計課またはせんだいオンライン申請サービスにより申請してください。

(1) 戸別収集の場合

ア 宮城野環境事業所(022-236-5300)へ電話でお申込みください。

イ ごみを屋内から運び出し、収集車両が入れる場所にひとまとめにしてください。

ウ 収集の際に立ち合いが必要です。その際、①「罹災届出証明書」または「せんだいオンライン申請サービス受付通知メール」、②身分証明書を確認しますのでご用意ください。

(2) 自己搬入の場合

ア 若林環境事業所へ来所し、減免の申し込み手続きをしてください。その際、①「罹災届出証明書」または「せんだいオンライン申請サービス受付通知メール」、②身分証明書を確認いたしますのでご用意ください。

イ 手続きを終えた後に今泉工場へ自己搬入してください。

〈手続きフロー図〉

戸別収集の場合

自己搬入の場合

区役所税務会計課窓口またはせんだいオンライン申請サービスにて「罹災届出証明書」の申請

宮城野環境事業所へ
電話でお申込み

収集場所へごみの運び出し

収集時、罹災届出証明書または受付
通知メールを提示

若林環境事業所へ来所し、減免の
申し込み手続き

手続き完了後、今泉工場へ自己搬入
※搬入可能時間 9時～16時15分

お問い合わせ先

戸別収集・漂着物について
自己搬入について

宮城野環境事業所
若林環境事業所

022-236-5300
022-289-2051

10月1日の大雨による浸水で発生したごみの処理手数料減免について

1 減免の対象

- (1) ご家庭で使用していた家具など。市の処理施設で処理可能なものに限りします。
- (2) 事業者によるリフォーム工事等に出るごみは、施工者に処理責任があるごみになります。施工者が持ち帰り処理するため、減免の対象にはなりません。
- (3) 事業系ごみについては、市の処理施設で処理可能なものを自己搬入する場合に限りします。リサイクル可能な紙類は持ち込めません。

2 手続き、処分の流れ

減免の手続きには、①「罹災届出証明書」または「せんだいオンライン申請サービス受付通知メール」、②身分証明書が必要です。あらかじめお住まいの区の区役所税務会計課またはせんだいオンライン申請サービスにより申請してください。窓口での申請では「罹災届出証明書」が即交付されます。せんだいオンライン申請サービスでは「せんだいオンライン申請サービス受付通知メール」が届きます。

(1) 戸別収集の場合

- ア 宮城野環境事業所（022-236-5300）へ電話でお申込みください。
- イ ごみを屋内から運び出し、収集車両が入れる場所にひとまとめにしてください。
※屋内からの運び出しは行っておりません。
- ウ 収集の際に立ち合いが必要です。その際、①「罹災届出証明書」または「せんだいオンライン申請サービス受付通知メール」、②身分証明書を確認しますのでご注意ください。
- エ 職員が収集を行います。

(2) 自己搬入の場合

- ア 車両にごみを積み、若林環境事業所で①「罹災届出証明書」または「せんだいオンライン申請サービス受付通知メール」、②身分証明書を提示し、申請してください。電話連絡の必要はありません。
※青葉環境事業所、宮城野環境事業所、太白環境事業所、泉環境事業所では、自己搬入の受付は行いません。
- イ 若林環境事業所の承認後、今泉工場へ持ち込み、ご自身で車両からごみを降ろしてください。
※搬入時は、車両の最後尾にお並びください。また、混雑する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

3 注意点

- (1) 家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）やパソコンは減免の対象外です。
- (2) 解体を伴うごみの場合、ご自身で解体した場合のみ捨てることができます。
- (3) 自己搬入の場合、他人のごみを運ぶことはできません。ご自身で運べない場合は、戸別収集を依頼してください。